

消費生活用製品安全法等の一部を 改正する法律案について

令和6年3月

経済産業省産業保安グループ[°]

製品安全課

消費生活用製品安全法等^(※)の一部を改正する法律案の概要

※消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

背景・法案の概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、
（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、
（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

（１）インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。



② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

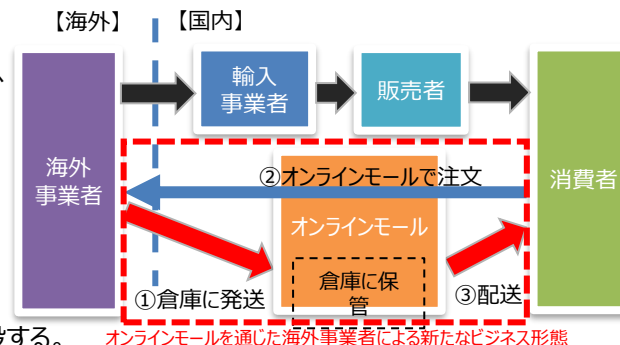
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



オンラインモールを通じた海外事業者による新たなビジネス形態

（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

海外で法令違反となったぬいぐるみ等
（小部品が取れやすく、誤飲・窒息に至るおそれ）

マグネットセット・吸水ボール



② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、**製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準に適合すること**を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、技術基準に適合した製品に、自らPSマークを表示して販売。**販売事業者等**はPSマークの表示がない製品を販売してはならない。
- **製造・輸入事業者**は、**重大製品事故の発生**を認知してから10日以内に消費者庁に**報告すること**が義務付けられている。

製品安全 4 法とPSマーク対象品

消費生活用製品安全法（消安法）（12品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド 等（4品目）



石油ストーブ、マグネットセット、水で膨らむボール 等（8品目）

電気用品安全法（電安法）（457品目）



コンセント、延長コード、直流電源装置、携帯発電機 等（116品目）



LEDランプ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ 等（341品目）

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガスふろバーナー 等（4品目）



ガスこんろ 等（4品目）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ、液化石油ガス用ガス栓 等（7品目）



一般ガスこんろ 等（9品目）

※円形のPSマークは、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。

※菱形のPSマークは、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認されれば表示させることが可能。

製品安全を巡る環境変化

- 2006年のパロマ社の湯沸器による死亡事故を契機に重大製品事故[※]報告制度を創設以降、インターネット通販経由の重大製品事故が年々増加。
- 近年、インターネット取引の拡大に伴って様々な製品が市場流通し、海外から安全性の確認できない製品が流入したり、子供用の製品で事故が発生したりするなど、製品安全行政は大きな転換期を迎えている。
 - 課題① ネット取引の拡大に対応した制度改正
 - 課題② 子供用の製品の規制整備

＜2006年のパロマ社の湯沸器による死亡事故の主な経緯＞

2006年7月 1985年から2005年までの間に、パロマ社の湯沸器で28件の一酸化炭素中毒事故が発生していたことが判明。うち21件が死亡事故

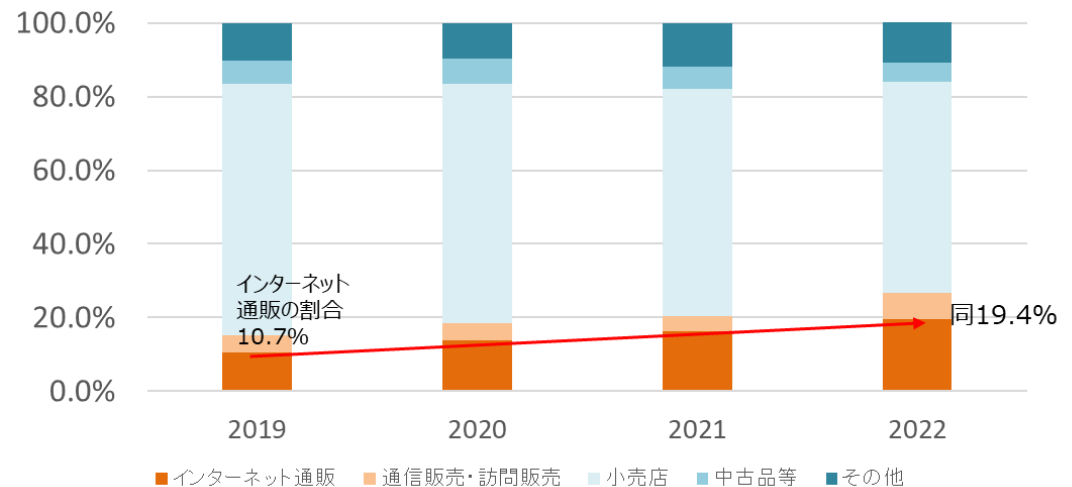
2006年8月 経産省はパロマ社に対し回収を命令

2006年11月 臨時国会で法改正が行われ、重大製品事故の報告制度が創設された

＜重大製品事故の中でのネット通販製品の割合＞

重大製品事故の製品入手経路

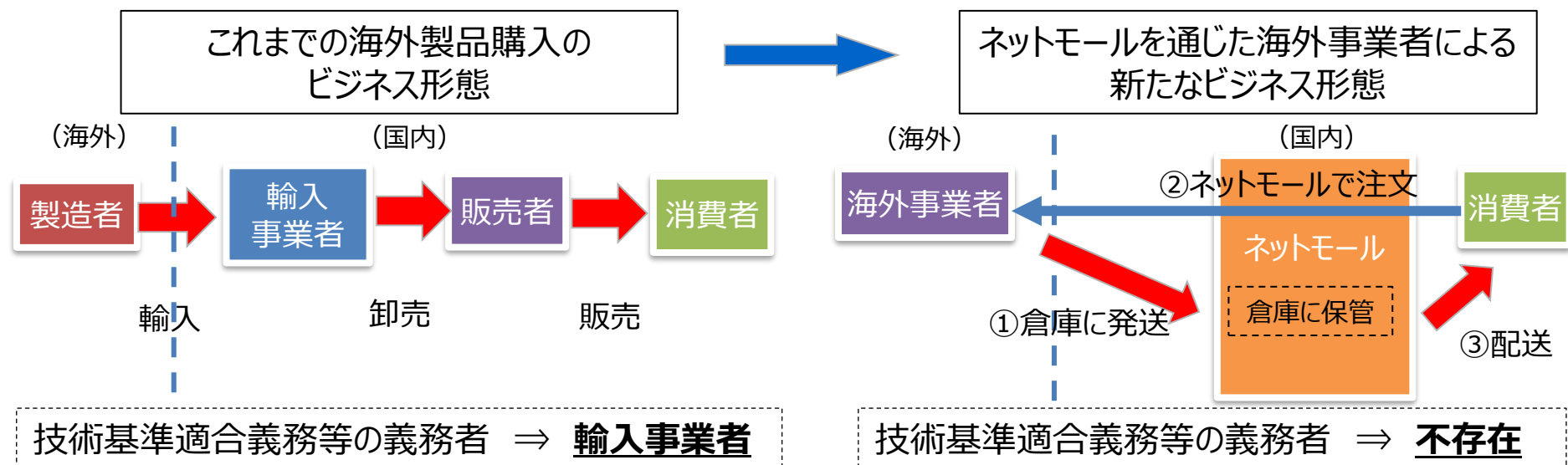
※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



※重大製品事故には、死亡事故、重疾病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故が含まれる。

インターネット取引の拡大に対応した制度改正

- インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者が国内の消費者に直接製品を販売する機会が増大。
- 特に海外の事業者が販売する販売形態においては、**規制対象となる製造・輸入事業者が国内に存在しないといった課題がある。**



【対応の方向性】

- ① 製品安全 4 法上、**海外事業者を規制対象化（国内管理人の選任）**
- ② **ネットモール事業者**に対する**違反品等の出品削除を要請し、要請した旨を公表**
- ③ 国内管理人を含む届出事業者（輸入事業者、製造事業者）に関する情報の**公表制度を措置**
- ④ 法律や法律に基づく命令等の**違反行為者**の氏名等について、**公表制度を措置**

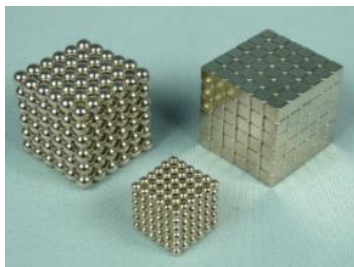
【参考】EUでは、（インターネットや実店舗などの販売方法に関係なく）EU域外の製造事業者が製造した製品をEU域内で取引する際、そのEU域外の製造事業者に対して、EU域内の責任事業者を設置することが義務づけられている。

玩具など子供用の製品に関する課題

- 子供用の製品については、誤飲などが起きやすく、通常の製品よりも配慮が必要。しかし、現状では、子供の事故の未然防止対策が不十分となっている。

(危険な子供用の製品の例)

①マグネットセット、水で膨らむボール



複数の磁石を誤飲して複数の磁石同士が消化管壁を挟み込み、消化管壁に穴があくおそれ。



水で膨らむボールを誤飲して消化管内で大きくなることで腸閉塞を生じるおそれ。

【画像出典】
国民生活センター

②海外で法令違反となるぬいぐるみ等



金属製ファスナーが簡単に外れるおそれ。包装ビニール、ボタン電池等を誤飲して窒息するおそれ。



小さなパーツが取れやすく、誤飲して窒息するおそれ。

【画像出典】EU Safety Gate Alert number A12/01208/22 及び A12/01243/22

<消費生活用製品安全法>

(定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されている子供関連製品>

- 乳幼児用ベッド（乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造等を要求）
- 磁石製娯楽用品（マグネットセット）※2023年5月追加
- 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）※2023年5月追加

子供用の製品の規制整備

- 欧米等諸外国では、概ね玩具に関する安全規制が導入されている一方、日本では特定製品に指定されている一部の製品を除いて、事前規制がない。このため、諸外国で技術基準に適合しないとして販売が禁止された製品であっても、国内での流通を防止することができない状況。
- 国内の子供を守れない危機的状況であるとの指摘があることも踏まえれば、子供用の製品について、事前規制の対象とする必要。

玩具が安全規制の対象となっている主な国・地域

	国・地域
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ
中東	サウジアラビア、バーレーン、カタール、クウェート、UAE、オマーン、イエメン
ユーラシア	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン

【対応の方向性】

① 「子供用特定製品」の 카테고리を創設し、対象製品を事前規制化。

→製品には技術基準に適合した旨の表示及び対象年齢や使用上の注意事項に関する表示を義務化。

② 中古品については特例措置

→上記①を満たす中古品は販売可能。他方、パッケージがなく、上記①の表示が確認できない中古品については、販売事業者による安全確保のための体制整備などを条件として、販売を可能とする特例を措置することを検討。

※あわせて、法施行前に製造・輸入された製品については期限を設けず販売を可能とすることを検討。